

年金生活者支援のための給付金制度

「年金生活者支援給付金」とは、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには**請求書の提出**が必要となります。

○対象となるかた

老齢基礎年金を受給しているかた

- ・65歳以上のかた
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が881,200円以下

障害基礎年金、遺族基礎年金を受給しているかた

- ・前年の所得額が4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下のかた

○請求手続き

日本年金機構から請求書が届きますので、請求書に氏名などを記入してお近くの年金事務所に提出してください。



年金相談

年金相談の際は、事前予約をご利用ください

ご予約いただくと・・・

- ①お客様のご都合にあわせてスムーズに相談できます。
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、対応します。

予約受付時間：平日午前8時30分～午後4時
※希望日の1か月前から前日まで予約できます。

予約の申込み：秩父年金事務所 ☎27-6560
予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

(050から始まる電話のかたは03-6631-7521へ)

ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

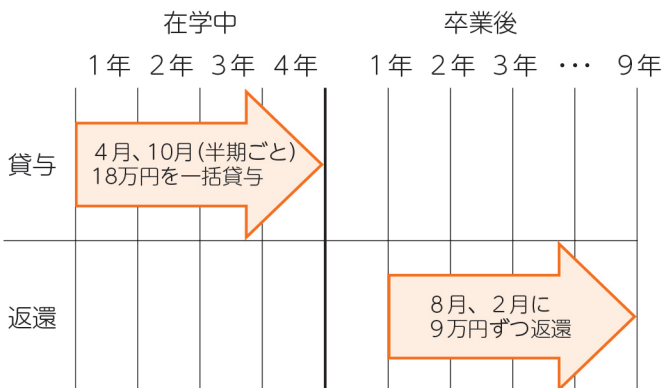
問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

あなたの学びを
グッと後押し!

皆野町育英奨学金のご案内

進学や進級の際に検討してみたいかがでしょうか。

～4年制私立大学生の場合(3万円/月額)～



問合せ 教育委員会 学校教育担当 ☎62-4563

対象

保護者が町に引き続き1年以上居住し、学費の支払いが困難な世帯で、健康で学習意欲が高く、出身または在学の学校長の推薦を受けられるかた。

貸与額・貸与例

学校の種類	国公立	私立
大学 (短期大学を含む)	2万円/月	3万円/月
高等学校 (高等専門学校を含む)	1万円/月	2万円/月

貸与期間の2倍の期間で返還していただきます。
※返還は在学終了年の翌年8月から開始されます。
※利子はありません。

申込み

4月15日(金)まで
※申請書類は教育委員会にて配付しています。